

住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>(ア) 第 4 1 条</p> <p style="margin-left: 20px;">特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外</p> <p style="margin-left: 40px;">(a) 新築されたもの</p> <p style="margin-left: 40px;">(b) 建築後使用されたことのないもの</p> <p style="margin-left: 20px;">特定認定長期優良住宅</p> <p style="margin-left: 40px;">(c) 新築されたもの</p> <p style="margin-left: 40px;">(d) 建築後使用されたことのないもの</p> <p style="margin-left: 20px;">認定低炭素住宅</p> <p style="margin-left: 40px;">(e) 新築されたもの</p> <p style="margin-left: 40px;">(f) 建築後使用されたことのないもの</p> </div> <div style="width: 35%; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 10px; padding-right: 10px;"> </div> </div> <p style="margin-top: 10px;">(イ) 第 4 2 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)</p> <p style="margin-left: 40px;">(a) 第 4 2 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築等がされた 家屋で宅地建物取引業者から取得したもの</p> <p style="margin-left: 40px;">(b) (a) 以外</p>
------------	--

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

年 月 日

瑞浪市長 様

申請者 (代理人) 住 所
氏 名

家屋所有者の住所	
家屋所有者の氏名	
家 屋 の 所 在 地	瑞浪市
家 屋 番 号	
建 築 年 月 日	年 月 日
取 得 年 月 日	年 月 日
取 得 の 原 因 <small>(移転登記の場合に記入)</small>	(1) 売買 (2) 競落
居 住 状 況	(1) 入居済 (2) 入居予定
床 面 積	m ²
構 造	造
区分建物の耐火性能	(1) 耐火または準耐火 (2) 低層集合住宅
工 事 費 用 の 総 額 <small>((イ) (a) の場合に記入)</small>	
売 買 価 格 <small>((イ) (a) の場合に記入)</small>	

<備考>

- 1 { } 中は、(ア) または (イ) のうち該当するものを○印で囲み、(ア) を○印で囲んだ場合は、さらに (a) から (f) のうち該当するものを○印で囲み、(イ) を○で囲んだ場合は、さらに (a) または (b) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 2 「建築年月日」の欄は、(ア) (b)、(d) または (f) を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 3 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(ア) (a)、(c) または (e) を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 4 「取得の原因」の欄は、上記(ア) のうち (b)、(d)、(f) または (イ) を○印で囲んだ場合に限り、(1) または (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 5 「居住状況」の欄は、(1) または (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 6 「構造」の欄は、建築後20年超25年以内に取得された家屋について証明を申請する場合に記載し、当該家屋の登記簿に記載された構造を記載すること。
- 7 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1) または (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記に記載された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1) を○印で囲むこと。
- 8 「工事費用の総額」の欄は、(イ) (a) を○印で囲んだ場合にのみ、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号から第7号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。
- 9 「売買価格」の欄は、(イ) (a) を○印で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載すること。